

所得税の確定申告をされる方

富士川町役場での所得税の確定申告の相談および受付

受付時間 午前9時～午前11時 午後1時30分～午後4時

会 場 富士川町役場 会議室101・102

※申告期間中の混雑を避けるため、できる限り地区ごとの受付日にお越しください。

■ 役場 会議室101・102

対象地区	受 付 日
最 勝 寺	2月26日(木) 午前・午後 3月11日(水) 午後
天 神 中 條	3月 2日(月) 午前・午後 3月12日(木) 午後
大 久 保 ・ 菴 米	2月17日(火) 午前・午後 3月 6日(金) 午後
小 林	2月18日(水) 午前・午後 3月 9日(月) 午前
長 澤	2月20日(金) 午前・午後 3月10日(火) 午前
大 柵 ・ 穂 積	2月24日(火) 午前・午後 3月10日(火) 午後
青柳町1・2丁目	2月27日(金) 午前・午後 3月12日(木) 午前
青柳町3・4・5丁目	3月 3日(火) 午前・午後 3月13日(金) 午前
平 林 ・ 鵜 沢 北	2月25日(水) 午前・午後 3月11日(水) 午前
鵜 沢 中 ・ 五 開	2月16日(月) 午前・午後 3月 6日(金) 午前
鵜 沢 南 ・ 中 部	2月19日(木) 午前・午後 3月 9日(月) 午後
町内全地区	3月 4日(水) 午前・午後 3月 5日(木) 午前・午後 3月13日(金) 午後 3月16日(月) 午前・午後

◆申告時にはマイナンバーの番号確認と本人の身元確認のため、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、または「通知カードと本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、公的医療保険の資格確認書など）」の提示、または写しの添付が必要です。

◆期間中は窓口が大変混雑します。必要書類が不明な場合はあらかじめお問い合わせください。

◆収支内訳書や医療費控除の明細書を提出する方は、事前に作成してお持ちください。

◆申告相談でお待ちいただく時間をできるだけ短くするために、証明書など事前にご準備ください。

◆熱がある方や、体調の悪い方はご遠慮ください。入場をお断りする場合があります。

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出は必要です。なお、所得税の還付を受ける方は還付申告書の提出が必要です。

◆次の場合は税務署での申告となります。

- 青色申告
- 自営業、農業、不動産所得の申告で、初めて申告される方
- 譲渡所得（土地・建物・株式）に関する申告
- 株式（配当・譲渡）に関する申告
- 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を初めて申告される方
- 繰越損失がある場合の申告
- 生命保険満期金・退職所得の申告
- 令和7年分以外（過年度分）の申告
- 相続税・贈与税・消費税の申告
- 雑損控除や外国税額控除、先物取引および投資信託に関する申告
- 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- 準確定申告（亡くなられた方の確定申告）

※その他、申告内容が複雑な場合は、鯉沢税務署にご案内する場合がありますので
ご了承ください。

◆税務署での確定申告相談は事前予約が必要となります。

<所得税の確定申告書のお問い合わせ>

◆鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191（自動音声でご案内します）

◆ご相談ください

- 給与収入と年金収入がある方・給与があるが勤務先で年末調整をしなかった方
- 税務署での確定申告なのか、町の申告で良いのか分からない方 など

<お問い合わせ>

富士川町役場 税務課住民税担当 ☎ 0556-22-7205

役場開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く）

確定申告はスマホからがおすすめです！

所得税・住民税の申告期間中は、例年申告相談会場が大変混雑して、長時間お待ちいただくことがあります。
所得税の確定申告は、ご自宅からマイナンバーカードを利用したe-Taxのスマホ申告が便利です。

◆利用方法

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」では、申告期間中は24時間いつでも利用でき、税務署に行く手間もありません。画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。作成後、スマートフォンとマイナンバーカードを利用してe-Taxで提出することができます。

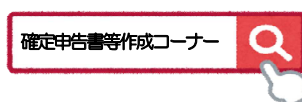
※マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

◆スマホ申告の主な便利な機能

- ・スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取って、記載内容を自動入力することができます。
- ・スマホから青色申告決算書・収支内訳書を作成できます。
- ・マイナポータル連携を利用することで、確定申告に必要な控除証明書などのデータを一括取得して確定申告書の該当項目へ自動入力することができます。※マイナポータル連携のご利用には事前準備が必要です。



国税庁
「確定申告書等作成コーナー」
←スマホはこちらから



国税庁
「令和7年分確定申告特集」
←スマホはこちらから